



国 総 海 第 5 0 号

平成20年3月14日

(社) 日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省総合政策局長  
海洋政策課長



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第4条第2項  
及び第8条ただし書に基づく国土交通大臣の指示について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）において、平成19年1月1日から油の排出規制が強化されたことにより、すべての船舶からの油水分離装置を使用しないビルジ等（タンカーの貨物油を含むものを除く。）の排出が原則禁止されたところですが、今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号。以下「施行規則」という。）第4条第2項に基づき、総トン数100トン未満の船舶（タンカーを除く。）に係る特殊な装置を下記の1（1）のとおり定めたので通知いたします。

なお、1（2）及び2については、施行規則第4条第2項又は第8条ただし書に基づき、従来から定められていたものであることを申し添えます。

#### 記

#### 1 施行規則第4条第2項に規定する特殊な装置

次に掲げる装置については、施行規則第4条第2項に規定する特殊な装置であって国土交通大臣が同条第1項に規定する装置と同等以上の効力を有すると認めるものとし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）第1条の8第1項第4号に規定する「ビルジ等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置」とみなす。

(1) 総トン数100トン未満の船舶（タンカーを除く。）に設置された舟艇用油水分離器（次のイからへに掲げる要件を満たす装置をいう。）

イ 油分の濃度を当該装置からの排水1万立方センチメートル当たり0.15立方センチメートル以下とする性能を有するものであること。

ロ 船舶内において発生するビルジの処理のための十分な能力を有するものであること。

ハ 水平面から任意の方向に22.5度傾斜している状態においてもその性能に支障を生じないものであること。

ニ 船舶の航行中における動揺、振動によりその性能に支障を生じないものであること。

ホ 保守及び清掃が容易にでき、かつ、ビルジが漏洩しない構造のものであること。

へ 堅牢であり、かつ、船舶における使用に適しているものであること。

(2) 潜水船の耐圧殻外に設置されたビルジタンク及びエクспанションタンク（海水と置換しながら海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第4条第2項に規定するビルジその他の油を海域に排出させる構造になっているものに限る。）

## 2. 施行規則第8条ただし書に規定する特殊な装置

載貨重量トン数4,000トン未満のタンカーについては、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）第11条第3項に規定する流量計と同等以上の効力を有する装置と認められたポンプ特性から流量を求めるための特性表又は同条第4項に規定する船速計と同等以上の効力を有する装置と認められた一般の航海用に設置した船底測定装置（やむを得ない場合はパテントログ）を用いて構成されるバラスト用油排出監視制御装置を施行規則第8条第1号及び第2号に掲げるバラスト用油排出監視制御装置とみなす。

## 船舶からの油の排出基準の変更について

### 背景

IMO（国際海事機関）は、国際的な海洋環境保護意識の向上等を背景とし、平成16年10月、MEPC52（海洋環境保護委員会第52回会合）において、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約（以下「マルポール条約」という。）附属書I（油による汚染の防止のための規則）の改正を採択した。同改正は、平成19年1月1日に自動的に発効し、我が国に対しても効力を有することとなる。このため、当該改正の内容を担保する必要があることから、今般、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則を改正し、船舶からのビルジその他の油（タンカーの貨物油を含むものを除く。以下同じ。）の排出基準について変更することとする。

### 概要

#### 1 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）の改正

これまで船舶からのビルジその他の油の排出については、船舶及びビルジその他の油の区分ごとに排出基準が異なっていたが、マルポール条約附属書Iの改正を受け、すべての船舶からのビルジその他の油の排出基準について、

- ① 希釈しない場合の油分濃度が15ppm以下であること
- ② 南極海域以外の海域において排出すること
- ③ 船舶の航行中に排出すること
- ④ 国土交通省令で定める装置を作動させながら排出すること

とする。（第1条の8関係）

#### 2 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和46年運輸省令第38号）の改正

これまでタンカー以外の船舶で総トン数100トン未満のものからのビルジその他の油の排出については、排出防止装置の作動は必要とされていなかったが、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の改正により、すべての船舶に対してビルジその他の油を排出する際に排出防止装置の作動が義務付けられたことから、上記1④の国土交通省令で定める装置については以下の表のとおりとする。

（第4条関係）

総トン数1万トン（地中海海域、バルティック海海域、黒海海域及び北西ヨーロッパ海域にあつては総トン数400トン） <u>以上</u> の船舶	油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置
総トン数1万トン（地中海海域、バルティック海海域、黒海海域及び北西ヨーロッパ海域にあつては総トン数400トン） <u>未満</u> の船舶	油水分離装置（燃料油タンクに積載した水パラストを排出する場合にあつては、油水分離装置及びビルジ用濃度監視装置）